

「令和6年度 広域河川改修設計委託（稲荷川流域水害対策計画作成）」 技術提案書 提出要請書

1 業務の概要

(1) 業務の目的

特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）に基づき、令和6年3月に特定都市河川に指定した稲荷川流域において、県や市等で共同して浸水被害の防止を図るための対策に関する計画を作成することを目的とする。

(2) 業務内容

ア 計画準備

本業務に関する契約図書、検討内容、貸与資料を十分に把握した上で、業務が円滑かつ適切に実施できるよう、具体的な検討方針や作業スケジュールを検討し、業務計画書を立案・作成する。

イ 資料収集整理

稲荷川流域におけるこれまで発生した浸水被害の状況や土地利用の状況、河川や下水道の整備状況や計画、また流出抑制対策の実施状況など、流域水害対策計画の作成に必要な資料、データ等の収集及び整理、とりまとめを行う。

ウ 現地調査

稲荷川流域の河川や下水道、また流域対策（調整池等）等の状況把握のため、また、流域水害対策の候補検討等のため、現地調査を行い、流域の現状を把握する。

エ 流域の現状及び課題分析

(ア) 流域の特徴と課題の整理とりまとめ

稲荷川流域における流域水害対策を検討するため、流域の現状や過去の浸水被害状況等を整理し、河川整備基本方針や河川整備計画、また下水道事業計画などの既存計画における水害対策の内容や「稲荷川水系流域治水プロジェクト」の取組等を踏まえ、現状と課題を整理し、とりまとめる。

特に稲荷川流域においては、土地区画整理事業に伴う雨水貯留施設の整備など、流域における水害対策を実施していることから、それらの効果を検証するとともに、当該効果を踏まえた課題整理を行う。

(イ) 都市浸水想定解析モデルの構築

稲荷川流域の特性を踏まえた氾濫解析モデル（都市浸水想定解析モデル）を構築する。

(ウ) 都市浸水要因の分析

上記で構築した都市浸水想定解析モデルを用いて、稲荷川流域における都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨（以下、「計画対象降雨」という。）に対する稲荷川流域の都市浸水要因を分析し、現状の水害リスクを分析する。

オ 流域水害対策検討

(ア) 計画対象降雨の検討

稲荷川流域の社会的・経済的重要性や施設の整備状況、既存の河川整備計画や下水道事業計画の目標、河川への流出抑制対策や土地利用規制（浸水被害防止区域や貯留機能保全区域）等も含めた各浸水被害対策の進捗見込み等を総合的に勘案し、稲荷川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨を定める。なお、計画対象降雨を定めるに当たっては、浸水被害対策の実効性を考慮する。

(イ) 流域水害対策メニューの検討

計画対象降雨に対する、河川、下水道、また流域における浸水被害対策メニューを検討する。検討に際しては、河川や下水道等の既存計画との整合を図るとともに、各対策の効果を客観的に評価できるよう整理する。また、計画対象降雨に対する各関係機関の役割分担（浸水被害対策の分担）を分かりやすく見える化する。

カ 流域水害対策計画（案）の作成

上記で検討した結果を踏まえ、必要な事項を整理し、流域水害対策計画（案）を作成する。

なお、本計画（案）については、計画策定後、「特定都市河川浸水被害対策推進事業」に繋げていくものとする。

キ 協議会等資料作成及び会議運営補助

流域水害対策協議会等で使用する資料の作成や会議の運営補助を行う。また、関係機関との協議資料や広報資料等の作成等を行う。

ク 報告書作成

本業務の目的を踏まえ、流域水害対策計画（案）を作成するとともに、業務の各項目で作成された検討内容や成果等をもとに、業務の方法、過程、結論・結果等に

ついて取りまとめを行い、報告書を作成する。また、業務の成果概要を説明するための業務概要版を作成する。

- ・ 電子媒体（CD-R等 正・副 各1枚）
- ・ 紙媒体（簡易ファイル）1部（参考資料，概要版含む）
- ・ その他，監督職員が指示するもの

ケ 打合せ協議

打合せ協議は，業務開始時，中間時（3回），成果とりまとめ時の計5回以上を実施する。なお，打合せを行う場合は，管理技術者が立ち会うものとする。なお，リモートによる打合せも可とする。

本業務において技術提案を求めるテーマは，以下に示す事項である。

○ 稲荷川流域の「流域の現状及び課題分析」について，最適な手法により整理を行い，その結果に基づいて，河川，下水道また流域が共同して実施する「流域水害対策検討」や「流域水害対策計画（案）の作成」について技術提案を求める。

(3) 履行期間

履行期間は，以下のとおり予定している。

契約締結の翌日～令和7年3月19日（水）

(4) 業務実施上の条件

配置予定技術者に対する要件は，以下のとおりとする。

ア 管理技術者の資格

以下のいずれかの資格を有する者とする。

- ・ 技術士（総合技術監理部門，建設部門，又は上下水道部門）
- ・ R C C M（シビルコンサルティングマネージャー）
- ・ 土木学会特別上級技術者，上級技術者又は1級技術者
- ・ 博士（工学，理学，学術）（専門分野：流域水害対策に関する研究）

イ 管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

管理技術者は，平成26年度以降に完了した業務において下記〔1〕又は〔2〕の実績を有すること。

- 〔1〕 同種業務：流域水害対策計画の作成に関する業務
- 〔2〕 類似業務：水害リスクの把握・対策検討に関する業務

ウ 担当技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

担当技術者は、平成26年度以降に完了した業務において下記〔1〕又は〔2〕の実績を有すること。

〔1〕同種業務：流域水害対策計画の作成に関する業務

〔2〕類似業務：水害リスクの把握・対策検討に関する業務

エ 配置予定技術者の手持ち業務量

令和6年5月7日現在の手持ち業務量（特定後未契約のものも含む）

管理技術者：全ての手持ち業務の契約金額が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者

担当技術者：全ての手持ち業務の契約金額が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者

(5) 成果品

本業務は電子納品対象業務とする。

電子納品とは、「共通仕様書等において規定される資料のうち、鹿児島県電子納品ガイドライン（受注時最新版）：（以下、「ガイドライン」という。）等に基づいて作成した電子データを指す。

電子媒体や電子データは、ガイドラインに示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

本業務の成果品については、ガイドラインに基づき作成することとする。

(6) 提出方法

本業務の技術提案書は、持参、郵送又は電子メール（着信確認をすること）による提出とする。

(7) その他

本業務の特記仕様書（案）は別紙ー1のとおりである。

2 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 技術提案書作成上の基本事項

プロポーザルは、調査、検討、および設計業務における具体的な取組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本要請書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

(2) 技術提案書の作成方法

技術提案書の様式は別添の（様式－１～５）に示されるとおりとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

(3) 技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none">配置予定の管理技術者及び担当技術者を記載する。担当技術者は、実施する分野ごとに代表技術者を1名ずつ最大3名まで記載することができる。技術提案書の提出者以外の企業に所属する者を担当技術者とする場合には、企業名等も記載すること。他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載するものとする。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。記載様式は様式－２とする。
配置予定技術者の経歴等	<ul style="list-style-type: none">配置予定の管理技術者及び担当技術者について、経歴等を記載する。「同種又は類似業務」を記載する場合は、平成26年以降に完了した業務とする。ただし、照査技術者として従事した業務は除く。記載する業務数は、技術者1名につき1件とする。手持ち業務量は、令和6年5月7日現在、鹿児島県以外の発注者のものも含めすべて記載する。 手持ち業務とは以下のものを指す。 管理技術者：管理技術者となっている500万円以上の他の業務 担当技術者：管理技術者及び担当技術者となっている500万円以上の他の業務プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合には、手持ち業務の対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。記載様式は、管理技術者、担当技術者については様式－３を用いることとし、配置技術者1名につきA4版1枚に記載する。

配置予定技術者の同種又は類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定の管理技術者，担当技術者が過去に従事した「同種又は類似業務」等の実績について記載する。記載する業務は，様式－3に記載した業務とする。 技術提案書の提出者以外が受託した業務の業務実績を記載する場合は当該業務を受託した企業名等を記載すること。 記載様式は様式－4とし，図面，写真等を引用する場合も含め，配置予定技術者1名につきA4版1枚に記載する。
特定テーマに対する技術提案	<ul style="list-style-type: none"> 本要請書の1.(2)業務内容に示した，特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載する。 記載にあたり，概念図，出典の明示できる図表，既往成果，現地写真を用いることは支障ないが，本件のために作成したCGや詳細図面等を用いる事は認めない。 記載様式は様式－5とし，1テーマにつきA4版1枚に記載する。
参考見積書（概算）	<ul style="list-style-type: none"> 必要な経費を概算し，参考見積りとして提出すること。 参考見積り（概算）は，2.(4)で提示する業務規模と大きくかけ離れていないことを確認するために用いる。 <p>※ なお，積算の参考とするため，特定者に再度見積りを依頼する。</p>

(4) 業務の目安

本業務の参考業務規模は，35百万円程度を想定している。

(5) 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語，通貨は日本円，単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(6) 技術提案書の無効

提出書類について，この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

(7) 既存資料の閲覧

技術提案書の作成にあたり，以下の資料を閲覧することができる。ただし，事前に文書により閲覧申請を行うこと。

閲覧申請様式は任意とするが，希望閲覧日時，閲覧資料，連絡先（会社名，住所，来庁者名，電話番号）は，必ず記載すること。

- ア 閲覧場所：鹿児島県土木部河川課内
- イ 閲覧期間：技術提案書の提出期限の前日までの土曜日、日曜日及び行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）1条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日、8時30分から17時まで
- ウ 資料：広域河川改修業務委託（稲荷川工区）報告書（平成29年9月）
※稲荷川の河川整備方針，河川整備計画の検討業務

3 プロポーザル参加表明書及び技術提案書の提出方法，提出先及び提出期限

(1) プロポーザル参加表明書（別記様式第1号）及び同種及び類似業務等実績調書（別記様式第2号）

- ア 提出方法：持参，郵送又は電子メール（着信確認をすること）による。
- イ 提出先：鹿児島県 土木部 河川課 治水係
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
TEL 099-286-3596（直通）
E-mail chisui@pref.kagoshima.lg.jp
- ウ 提出期限：令和6年5月20日（月）17時（必着）

(2) 技術提案書（別添様式1～5）

- ア 提出方法：持参，郵送又は電子メール（着信確認をすること）による。
- イ 提出先：3. (1)に同じ。
- ウ 提出期限：令和6年6月7日（金）17時（必着）

4 提出要請書の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 提出要請書に対する質問がある場合においては，次に従い，提出すること。
 - ア 受領期間：令和6年5月7日（火）から令和6年5月24日（金）まで
持参する場合は，上記期間の土曜日，日曜日及び祝日を除く，毎日8時30分から17時まで
 - イ 提出場所：3. (1)に同じ。
 - ウ 提出方法：文書（様式は自由）により行なうものとし，持参，郵送又は電子メール（ただし着信を確認すること）のいずれの方法でも可能とする。
- (2) 質問に対する回答は，質問を受理した日から7日（休日を含まない。）以内に，鹿児島県ホームページに掲載する。なお，個別に回答は行わない。

5 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 技術提案書の評価項目，判定基準，ならびに評価のウェイトは，次表のとおりであ

る。

担当技術者の記載は3名以下とする。

なお、複数の担当技術者を提案した際の評価は、担当技術者ごとに全評価項目の点数を合計し、その最下値で行うこととする。

TECRIS登録については、提出された担当技術者の登録は必須とするが、提出された担当技術者以外の登録も認めるものとする。

評価項目	評価の着目点		判断基準	評価のウェイト		
				管理技術者	担当技術者	
配置予定技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。※1 ①以下のいずれかの資格等を有するもの。 ・技術士 （総合技術監理部門、建設部門、又は上下水道部門） ・土木学会特別上級技術者 ・土木学会上級技術者 ・土木学会1級技術者 ・博士（工学、理学、学術） （専門分野：流域水害対策に関する研究） ②RCCMを有する。 なお、管理技術者が上記以外の場合は特定しない	10	10	70
	専門技術力	同種又は類似業務等の実績内容	下記の順位で評価する。 ①平成26年度以降に同種業務の実績 ②平成26年度以降に類似業務の実績 なお、1名でも業務実績が無い場合は特定しない。	10	10	
	情報収集力	過去5ヵ年度の鹿児島県内での類似の業務実績	下記で評価する。 ①鹿児島県内における類似の業務実績（鹿児島県・鹿児島市発注）あり。 なお、上記に該当しない場合は加点しない。	5	5	
	専任性	予定技術者の手持ち業務の状況	下記の順位で評価する。 ①全ての手持ち業務の契約金額が1億円未満かつ契約件数が3件未満 ②全ての手持ち業務の契約金額が1億円以上4億円未満かつ10件未満。又は、4億円未満かつ3件以上10件未満。 なお、1名でも手持ち業務の契約金額が4億円以上又は、手持ち業務の件数が10件以上の場合は特定しない。	10	10	

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト		
		判断基準	管理技術者	担当技術者	
評価テーマに対する技術提案	評価テーマ	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	20	150
			必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する。	20	
			事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。	20	
		実現性	提案内容が技術的・社会的に困難でないなど実現性が高い場合に優位に評価する。	30	
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	30	
独創性	周辺分野、異分野技術を援用した、独創的かつ高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。	30			
ヒアリング	専門技術力	専門技術力の確認	業務を実施するために必要となる専門技術力及び業務に関連する専門技術の知識に富んでいる場合に優位に評価する。	40	80
	取組姿勢	業務への取組意欲	本業務の目的、内容を十分理解し、技術提案内容等を的確に説明するなど取組意欲が高い場合に優位に評価する。	40	
参考見積り			提示された業務規模と大きくかけ離れている場合には特定しない。	数値化しない	
合 計			300		

6 ヒアリング

- (1) 提出された技術提案書について、以下のとおりヒアリングを行う。
 - ア 実施方法：リモートで実施
 - イ 実施年月日：令和6年6月10日(月)～6月17日(月)のうちの1日(休日を除く)
を予定している。
 - ウ ヒアリングの日時は、河川課から通知し、調整のうえ決定する。
 - エ 出席者：管理技術者

- (2) ヒアリングでは技術提案書に記載された以下の事項について質疑応答を行う。
 - ア 管理技術者の経歴について
 - イ 管理技術者の業務実績について
 - ウ 特定テーマに対する技術提案全般について

- (3) ヒアリング時の追加資料は受理しない。

7 非特定理由に関する事項

- (1) 技術提案書を提出した者のうち、技術提案書の提出者及びヒアリング対象者として特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨を書面（非特定通知書）により通知する。

- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、鹿児島県土木部河川課長に対して非特定理由について、次に従い、説明を求めることができる。
 - ア 提出期限：特定しなかった旨の通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内の17時まで。
 - イ 提出場所：3. (1)に同じ。
 - ウ 提出方法：持参、郵送又は電子メール（着信確認をすること）による。

- (3) 鹿児島県土木部河川課長は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して10日以内（休日を含む）に説明を求めた者に対し書面により回答する。

- (4) 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
 - ア 受付場所：3. (1)に同じ。
 - イ 受付時間：8時30分から17時まで。

8 契約書作成の可否等

鹿児島県の契約書書式により、契約書を作成するものとする。

9 支払条件

前払金 30%以内（ただし、受注者から前金の請求があった場合）

なお、部分払いは行わない。

10 その他の留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 2. (3)の同種又は類似業務の実績については、我が国における公共事業の同種又は類似の業務実績をもって判断するものとする。
- (3) 技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 技術提案書に虚偽の記載をした場合には、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された技術提案書は返却しない。なお、提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。また、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (6) 技術提案書の提出後において、原則として技術提案書に記載された内容の変更を認めない。また、技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (7) 同一の技術者を重複して複数業務の配置予定の技術者とする場合において、他の業務を落札したことにより（プロポーザル方式による場合は特定されたことにより）配置予定の技術者を配置できなくなったときは、直ちに技術提案書の取下げを行うこと。
- (8) 技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (9) 第1回目の見積りが不調となった場合、再度見積りに移行する。再度見積りの日時については、発注者から指示する。
- (10) 本業務について、主たる部分の再委託等は認めない。
- (11) 特定された技術提案書の内容については、業務に適切に反映するものとする。
- (12) 技術提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は、業務成績評定を減ずるなどの措置を行う。